

給電規程

平成17年4月1日実施

中部電力株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、発電・送電・変電設備および通信・給電装置（以下これらを「電力設備」という。）ならびにこれらに接続するお客さまの電気設備からなる電力系統の運用に関する基本事項を定め、業務の円滑な運用と完遂をはかることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、給電所および電気所ならびにその他の事業場、部署において電力系統の運用に関する業務を行う場合に適用する。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「給電所」とは、組織管理規程に定める給電指令業務を分掌する事業場をいう。
- 2 「電気所」とは、組織管理規程に定める電力設備の運転・保守を分掌する事業場または部署をいう。
- 3 「給電指令」とは、電力系統を総合運用するため給電所から発せられる指令をいう。
- 4 「給電指令業務」とは、給電指令の発受令およびこれに直接関連する業務をいう。

(電力系統の基本的運用方針)

第4条 電力系統の運用に当っては、次の各事項について適正かつ相互に調和のある運用を行うものとする。

- 1 良質な電力の安定供給
- 2 総合的な効率運用
- 3 安全、确实、迅速な運転操作
- 4 公平性および透明性の確保

(給電管轄範囲の設定)

第5条 給電所の管轄する電力系統および電力設備の範囲は、組織管理規程に定めた給電管轄範囲をもとにその細部を定めておくものとする。

(電力設備および電力系統の名称)

第6条 電力設備および電力系統には、その円滑な運用をはかるため、名称または番号等を付すものとする。

(非常時の措置)

第7条 電力系統の運用に影響を及ぼす非常事態が発生した場合またはその恐れのある場合は、関係箇所は相互に密接な連絡をとり、電力系統の安定維持に努めるものとする。なお、通信連絡の途絶または業務遂行不能時の措置をあらかじめ定めておく。

(他社との協力)

第8条 関係他電気事業者、お客さまとは、公平かつ円滑な運用をはかるため、電力系統の運用に関する協力事項をそれぞれ定めておくものとする。

(規程の運用)

第9条 この規程に基づく取扱いの細目は、別に定める。

第2章 給電指令一般

(給電指令の適用)

第10条 電力系統の総合運用に影響する電力設備の運転操作等は、給電指令によって行うものとする。

(給電指令の伝達)

第11条 給電指令は、組織管理規程に定める給電指令系統に従って給電所および電気所の責任者間において授受するものとする。なお、給電指令により実施した結果の報告もこれに準ずる。

給電指令の授受および報告に当たっては、迅速、明確を旨とし、定められた用語を使用する。

発令者は、常に指令の理由を明らかにし、受令者を十分納得させなければならない。また、受令者は、正当な理由なく給電指令の内容を改変し、あるいはその実施を遅延させてはならない。

給電指令により実施した結果は、相互に確認するとともに、記録または表示しておく。

(給電所間の指揮命令)

第12条 給電所は、給電指令系統に定める直属の下位給電所が行う給電指令業務を統括する。

給電所は、全系統または上位給電所が管轄する電力系統に直接影響する運転操作を行う場合は、上位給電所の給電指令に基づき実施する。なお、これ以外の運転操作は自らの判断により行う。

(給電指令業務の内容)

第13条 給電指令業務の内容は次のとおりとする。

- 1 電力系統の安定運用および経済運用についての指令，連絡
- 2 系統運用方針，系統構成についての指令，連絡
- 3 他社との受給調整，融通電力の通告等についての指令，連絡
- 4 需給予想，発電計画についての指令，連絡
- 5 貯水池，調整池の運用についての指令，連絡
- 6 周波数，電圧，有効・無効電力の調整についての指令，連絡
- 7 電力系統の運用に影響を及ぼす電力設備の作業実施についての指令，連絡
- 8 系統保護装置および給電装置等の運用についての指令，連絡
- 9 電力系統の故障対策および復旧についての指令，連絡
- 10 気象状況の調査および情報の伝達
- 11 給電記録の収集，報告
- 12 その他，給電指令業務上必要な指令，連絡，調査および報告

(通信回線の優先使用)

第14条 給電所は、その業務遂行のため、通信回線を優先的に使用することができる。

第3章 平常時の運用

(系統構成)

第15条 電力系統については、あらかじめ電圧階級別に基準となる常時の系統構成を定めておき、その運用に当たっては、潮流の監視，予測制御など系統の安定運用をはかるものとする。

(需給調整)

第 16 条 電力系統の需給調整は、需要に即応して経済的、合理的に供給力を調整し、需給の均衡をはかるよう行うものとする。

(周波数調整)

第 17 条 電力系統の周波数調整は、60.0HZを目標に自動調整により行う。なお、補助調整として給電指令により発電調整を行う。

(電圧調整)

第 18 条 電力系統の電圧調整は、需要地点の電圧を適正に保ち、かつ、変動を少なくするよう行うものとする。

(作業停止)

第 19 条 電力設備の作業停止は、系統の安定、供給支障の影響、関連作業の同調および作業の安全等を勘案して行うものとする。

(電力設備変更時の運用)

第 20 条 電力設備の新增設、改廃により、電力系統の運用を変更する必要がある場合は、あらかじめ関係箇所は、相互に連絡して実施するものとする。

電力系統およびその運用が変更された場合は、関係箇所は、別に定めるところにより報告するものとする。

(系統保護装置の運用)

第 21 条 電力系統の保護装置は、系統構成、電力潮流等の状況に対応して常にその機能が適合するよう運用するものとする。

(給電装置等の運用)

第 22 条 電力系統の運転制御を行うための給電装置、自動操作装置等は、これを連続運転するとともに、その機能を十分に発揮できるよう適切な管理を行うものとする。

(記録の収集、報告)

第 23 条 給電所は、系統運用計画、設備計画および系統制御等に必要な記録を電気所から収集し、とりまとめのうえ、関係箇所に報告するものとする。

第 4 章 異常時の運用

(異常時の事前措置)

第 24 条 給電所および電気所は、電力系統に障害を及ぼす恐れのある気象状況その他の情報を確認した場合は、直ちに関係箇所に連絡し、その状況に応じ警戒態勢をとるものとする。なお、故障が生じた場合を予測し、予防措置および波及防止措置等を講じておく。

(故障発生時の措置)

第 25 条 給電所および電気所は、電力系統に故障が発生した場合は、故障様相を的確に掌握するものとする。

故障復旧に当っては、人身および電力設備の保安ならびに発電支障、供給支障の低減を勘案し、迅速、確実な復旧操作を行うものとする。なお、この場合の操作方法についてあらかじめ定めておく。

(電気故障報告)

第 26 条 給電所および電気所は、電気故障発生後、遅滞なく関係箇所に故障状況、被害状況および復旧状況等を報告または連絡するものとする。